

目

次

	頁
第146号議案 埼玉県証紙条例を廃止する等の条例	33
第147号議案 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	36
第148号議案 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	39
第149号議案 個人情報保護に関する法律施行条例	42

第四百十六号議案

埼玉県証紙条例を廃止する等の条例

(埼玉県証紙条例及び埼玉県証紙特別会計条例の廃止)

第一条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)

二 埼玉県証紙特別会計条例(昭和四十一年埼玉県条例第六号)

(埼玉県税条例の一部改正)

第二条 埼玉県税条例(昭和二十五年埼玉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の二第一項中「及び次項」を削り、「申告書又は修正申告書に証紙代金収納計器(規則で定める収納印のみを表示する計器で自動車税の保全上支障がないと知事が認めたものに限る。以下同じ。)により当該環境性能割額に相当する金額の収納印の表示を受けてしなければならない」を「法第六十二条第一項の証紙に代えて、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「(同項第二号に該当する場合に限る。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条又は第十三条の規定による登録の申請及び第五十四条の規定による申告書の提出を行う場合は、この限りでない。

第五十五条の二第三項を同条第二項とする。

第五十五条の三を次のように改める。

第五十五条の三 削除

第五十五条の十一第四項中「前項の」を「知事は、前項の」に、「の納税者は、」を「を徴収しようとする場合には、納税者が」に、「第五十五条の十四の規定による申告書に証紙代金収納計器により当該種別割の額に相当する金額の収納印の表示を受けなければならない」を「当該種別割の額に相当する現金の納付を受けた後、第五十五条の十四の規定による申告書に規則で定める納税済印を押すことによつて証紙に代えるものとする」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第五十五条の十二を次のように改める。

第五十五条の十二 削除

第五十五条の十三中「から第五項まで」を「及び第四項」に改める。

第九十九条を次のように改める。

(狩猟税の証紙徴収の手続)

第九十九条 知事は、狩猟税を証紙徴収によつて徴収しようとする場合においては、納税者が狩猟者の登録の申請をしたときに、当該狩猟税の額に相当する現金の納付を受けた後、狩猟税を納付する義務が発生することを証する書類に規則で定める納税済印を押すことによつて証紙に代えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、狩猟税の証紙徴収の手続については、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次項及び附則第三項の規定 公布の日

二 第一条第二号並びに附則第七項及び第八項の規定 令和十一年四月一日

(埼玉県証紙条例の適用に関する特例)

2 この条例の公布の日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間における第一条第一号の規定による廃止前の埼玉県証紙条例(附則第四項において「旧証紙条例」という。)第二条の規定の適用については、同条中「使用料又は手数料は、当該申請等を行うことにより得られた納付情報による納付の方法により徴収することができる」とあるのは、「使用料又は手数料を徴収する場合にあつては、当該申請等を行うことにより得られた納付情報による納付の方法により行うことができ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により同項に規定する指定納付受託者に納付の委託がされた使用料又は手数料を徴収する場合にあつては、同法第二百三十一条の二の五第一項の規定による納付の方法により行うことができる」とする。

(狩猟税の証紙による徴収方法の特例)

3 この条例の公布の日から施行日の前日までの間において、狩猟税を証紙徴収の方法により徴収する場合は、第二条の規定による改正前の埼玉県税条例第九十九条の規定にかかわらず、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により同項に規定する指定納付受託者に納付の委託がされたことによる当該狩猟税の納付を受けた後、狩猟税を納付する義務が発生することを証する書類に規則で定める納税済印を押すことによつて証紙に代えることができる。

(埼玉県証紙条例の廃止に伴う経過措置)

4 旧証紙条例第六条第一項に規定する指定売りさばき人(次項及び附則第六項に

において「指定売りさばき人」という。）から売りさばきを受けた証紙（所定の消印により消印された証紙又は著しく汚損され、若しくは毀損した証紙を除く。以下同じ。）は、施行日から令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例により使用することができる。

5 証紙を保有する者（指定売りさばき人を除く。）は、施行日から令和十年十二月三十一日までの間、これを知事に返還して当該証紙の額面金額に相当する金額の還付を受けることができる。

6 指定売りさばき人は、施行日前に買い受けた証紙を施行日以後遅滞なく、知事に返還しなければならない。この場合において、知事は、令和十年十二月三十一日までに当該返還をした者に対し、当該証紙の額面金額から当該証紙の売りさばきに対して交付された手数料に相当する額を控除した金額に相当する金額を還付するものとする。

（埼玉県証紙特別会計条例の廃止に伴う経過措置）

7 埼玉県証紙特別会計の令和十年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

8 第一条第二号の規定の施行の際埼玉県証紙特別会計に属する権利義務は、令和十年度の出納の完結の際に一般会計に帰属するものとする。

（埼玉県税条例の一部改正に伴う経過措置）

9 環境性能割並びに証紙徴収の方法により徴収される種別割及び狩猟税を納付しようとする者は、施行日から令和六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によりその税額を納付することができる。

令和四年十二月二日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

手数料等の納付におけるキャッシュレス決済を推進するため、埼玉県証紙条例等を廃止するとともに、関係条例について所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第四百四十七号議案

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。
第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（郵便料金等の加算）

第四条 県が徴収する手数料の金額は、手数料を徴収する事務を処理するため、郵便料金その他の送付に要する費用が生じる場合には、当該費用の額を加算した額とすることができる。

別表県民生活部の項第一号金額の欄を次のように改める。

	イ	ロ
イ	ロ以外の場合	二千円
ロ	同法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合	四千円

別表県民生活部の項第三号を削る。

別表保健医療部の項第八十八号中「農林水産物又は食品」を「もの」に改め、「に係るもの」を削り、同項第八十九号中「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第十五条各号に掲げる農林水産物又は食品のうち」及び「に係るもの」を削る。

別表農林部の項第五十五号中「農林水産物又は食品」を「もの」に改め、「に係るもの」を削り、同項第五十六号中「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第十五条各号に掲げる農林水産物又は食品のうち」及び「に係るもの」を削る。

別表都市整備部の項第十六号金額の欄イ(2)中「のうち同時に申請された住戸の」を削り、「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同欄イ(2)から(九)までの規定中「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同欄イ(3)中「（知事が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。(二)から(七)まで及び第百十八号イ(3)において同じ。）」を削り、同欄ロ(2)中「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同欄ロ(3)中「（知事が別に定めるものを除く。第百十八号ロ(3)において同じ。）」を削り、同項第百十八号金額の欄イ(2)及びロ(2)中「申請住戸数」を「住戸数」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表県民生活部の項の改正規定並びに次項、附則第三項及び附則第六項の規定は、令和五年三月二十七日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の埼玉県手数料条例別表県民生活部の項の規定(同項第一号金額の欄口の規定を除く。)は、当該規定の施行の日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の埼玉県手数料条例別表県民生活部の項第一号金額の欄口の規定は、当該規定の施行の日以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法の一部を改正する法律(令和四年法律第三十三号)による改正後の旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第十八条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定によりその効力を失った場合について適用し、同日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項(同号に係る部分に限る。)の規定によりその効力を失った場合については、なお従前の例による。
- 4 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和四年国土交通省令第六十八号)附則第二項及び第四項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成二十四年国土交通省令第八十六号)別記様式第七による変更の認定の申請に係る改正後の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第百十八号の規定の適用については、同号金額の欄イ(2)中「住戸数」とあるのは「申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(以下この号において「申請住戸数」という。)」と、同欄イ(2)から(九)まで及びロ(2)中「住戸数」とあるのは「申請住戸数」とする。
- 5 知事が別に定める建築物に係る改正後の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項第百十八号の規定の適用については、同号金額の欄イ(3)中「床面積の合計」とあるのは「床面積の合計(知事が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。(二)から(七)までにおいて同じ。)」と、同欄ロ(3)中「共同住宅」とあるのは「共同住宅(知事が別に定めるものを除く。)」とする。
(埼玉県証紙条例の一部改正)
- 6 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。
別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第四百六号までを一号ずつ繰り上げる。

令和四年十二月二日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

行政手続のオンライン化を推進するため、手数料の金額に郵便料金等を加算できるとするとともに、旅券法等の一部改正に伴い、一般旅券査証欄増補手数料の定めを廃止する等したいので、この案を提出するものである。

第四百四十八号議案

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二項第七号事務の欄3中「第五十九条第四項」の下に「及び第九項」を加え、同欄5中「第五十九条第七項」を「第五十九条第八項」に改め、同欄中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 法第五十九条第七項の規定による情報提供の要請

別表第九十二項事務の欄40中「第七項」を「第九項」に改める。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第三十項事務の欄1中「及び第十二条第一項」を削り、同欄2中「第三条第二項第二号」を「同項第二号」に改め、同欄6を削り、同欄5中「第八条第二項」を「第八条第三項前段」に改め、同欄中5を6とし、同欄4中「及び第十二条第三項」を削り、同欄中4を5とし、3の次に次のように加える。

4 法第三条第五項の規定による確認

別表第三十項事務の欄7中「法」の下に「第八条第三項後段及び」を加え、同欄中8を9とし、7の次に次のように加える。

8 法第十七条第一項の規定による届出の受理

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第二十一項第一号市町村の欄中「川越市」の下に「、越谷市」を加え、同項第二号市町村の欄を次のように改める。

各市町村（前号の市町村の欄に掲げる市町村及びさいたま市を除く。）

別表第二十二項市町村の欄中「八潮市」の下に「、富士見市」を加える。

別表第五十項第二号市町村の欄中「小川町」の下に「、川島町」を加える。

別表第五十一項第一号市町村の欄中「行田市」の下に「、秩父市」を、「吉川市」の下に「、美里町、神川町、上里町」を加え、同項第二号市町村の欄中「加須市」を「秩父市、加須市」に改め、「吉川市」の下に「、美里町、神川町、上里町」を加える。

別表第九十七項第三号市町村の欄を次のように改める。

各市町村（さいたま市を除く。）

別表第一百一項市町村の欄中「八潮市」の下に「、富士見市」を加える。

別表第一百三項市町村の欄中「川口市」の下に「、行田市」を加える。

第四条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第四十七項を次のように改める。

47 削除	
-------	--

第五条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第二十七項第一号事務の欄2中「第三十九条の十一」の下に「、第三十九条の二十一第一項後段」を加え、同欄中52を53とし、19から51までを20から52までとし、18の次に次のように加える。

19 法第三十九条の二十三後段の規定による危害予防規程の提出の要求

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第二条の規定 令和五年三月二十七日

三 第四条の規定 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第十五号）の施行の日

四 第五条の規定 高压ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行の日

2 この条例（第一条及び第三条の規定に限る。以下同じ。）（前項第一号の規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

令和四年十二月二日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、及び規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第四百十九号議案

個人情報保護に関する法律施行条例

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 実施機関における個人情報の取扱い（第三条・第四条）
- 第三章 個人情報ファイル（第五条）
- 第四章 開示（第六条―第九条）
- 第五章 埼玉県個人情報保護審査会
 - 第一節 設置及び組織（第十条―第十四条）
 - 第二節 調査審議等の手続
- 第一款 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続（第十五条―第十七条）
- 第二款 個人情報の取扱いについての調査審議の手続（第十八条）
- 第六章 雑則（第十九条―第二十三条）
- 第七章 罰則（第二十四条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、県の執行機関、警察本部長、公営企業管理者及び下水道事業管理者並びに県が設立した地方独立行政法人をいう。

第二章 実施機関における個人情報の取扱い

（条例要配慮個人情報）

第三条 法第六十条第五項の条例で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等とする。

一 性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。）

二 性自認（自己の性別についての認識をいう。）

（安全管理措置）

第四条 実施機関は、法第六十六条第二項第一号又は第二号に定める業務を行わせるに当たり、これらの号に掲げる者との間で締結する契約又は協定において、当該業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために必要な措置に関する事項を定めなければならない。

第三章 個人情報ファイル

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第五条 実施機関(知事を除く。以下この条において同じ。)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 個人情報ファイルの名称

二 当該実施機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

三 個人情報ファイルの利用目的

四 記録項目及び記録範囲

五 記録情報の収集方法

六 記録情報に要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

七 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
八 法第七十五条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは法第七十四条第一項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨

九 法第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

十 法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨

十一 その他規則又は実施機関の規則その他の規程(以下「規則等」という。)で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

- 三 当該実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあっては、役員を含む。以下この号において同じ。）又は職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - 四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - 五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - 六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - 七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - 八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - 九 本人（法第七十四条第一項第四号に規定する本人をいう。）の数が規則等で定める数に満たない個人情報ファイル
 - 十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして規則等で定める個人情報ファイル
 - 十一 法第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル
- 3 実施機関は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、知事に対しその旨を通知しなければならない。

第四章 開示

（開示請求に対する措置）

第六条 実施機関は、法第八十二条第一項又は第二項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の通知をする場合において、一年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を当該通知に付記するものとする。

（開示決定等の期限）

第七条 開示決定等は、開示請求があつた日から十五日以内になければならない。ただし、法第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補

正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第八条 開示請求に係る保有個人情報 that 著しく大量であるため、開示請求があった日から四十五日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示の実施における本人確認手続)

第九条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、規則等で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(法第七十六条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。ただし、当該書類の提示又は提出の必要がないと実施機関が認めることにつき相当の理由があるときは、この限りでない。

第五章 埼玉県個人情報保護審査会

第一節 設置及び組織

(設置)

第十条 次に掲げる事務を行うため、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第八十一条第一項の機関として、埼玉県個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 一 法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

二 埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和四年埼玉県条例第 号。第四号において「議会個人情報保護条例」という。)第四十五条第

一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

三 第十八条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

四 議会個人情報保護条例第五十一条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(組織)

第十一条 審査会は、委員六人以内をもって組織する。

(委員)

第十二条 委員は、個人情報の保護について優れた識見を有し、公正な判断をすることが出来る者のうちから、知事が委嘱する。この場合において、知事は、政党その他の政治的団体の役員である者を委嘱してはならない。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解嘱することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第十三条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(合議体)

第十四条 審査会は、その指名する委員三人以上をもって構成する合議体で、第十条各号に掲げる事務を行う。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもつて構成する合議体で、第十条各号に掲げる事務を行う。

第二節 調査審議等の手続

第一款 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続
(審査会の調査権限)

第十五条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁（実施機関（法第百五条第三項において準用する同条第一項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。）及び議長をいう。以下この款において同じ。）に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。

この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第十六条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第一項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第十七条 審査会は、第十五条第三項の規定による資料又は法第百六条第二項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第八十一条第三項において準用する同法第七十四条若しくは同項において準用する同法第七十六条の規定による主張書面若しくは資料(以下この条において「資料又は主張書面等」という。)の提出があつたときは、当該資料又は主張書面等の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料又は主張書面等を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人又は諮問庁をいう。以下この条において同じ。))以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二款 個人情報の取扱いについての調査審議の手続

(法第百二十九条の規定による諮問)

第十八条 実施機関(県が設立した地方独立行政法人を除く。)は、この条例を改正し、又は廃止しようとする場合、法第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報取扱いの適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第十九条 知事は、毎年度、各実施機関（法第十三条及び第十四条に係る事項については、法第七十条の規定により法に規定する個人情報保護委員会の権限及び法第五十条第一項又は第四項の規定により事業所管大臣又は金融庁長官に委任された権限に属する事務を行うこととされる県の執行機関）における法の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(開示請求に係る手数料等)

第二十条 開示請求に係る法第八十九条第二項の手料は、無料とする。

2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、文書又は図画の写しの交付その他の開示の実施に要する費用として、規則等で定める額の費用を負担しなければならぬ。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第二十一条 法第十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円

二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第十九条第四項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 法第十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

二 法第十五条（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百元

(手数料の減免)

第二十二条 実施機関に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求（次項において「開示決定等に係る審査請求」という。）において、法第六十六条第二項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を受ける者に対する埼玉県行政不服審査手数料条例（平成二十七年埼玉県条例第六十五号）第二条第一項の規定の適用については、同項中「審理員（法第

十一條第二項に規定する審理員をいう。」とあるのは、「審査庁（法第九條第一項に規定する審査庁をいう。）」とする。

2 開示決定等に係る審査請求において、行政不服審査法第八十一條第三項において準用する同法第七十八條第一項の規定による交付を受ける者に対する埼玉県行政不服審査法関係手数料条例第三條第二項の規定の適用については、同項中「埼玉県行政不服審査会」とあるのは、「埼玉県個人情報保護審査会」とする。

（委任）

第二十三條 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

第七章 罰則

第二十四條 第十二條第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

（施行期日）

第一條 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（埼玉県個人情報保護条例の廃止）

第二條 埼玉県個人情報保護条例（平成十六年埼玉県条例第六十五号）は、廃止する。

（埼玉県個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

第三條 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の埼玉県個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）第十條の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報保護条例第二條第二項に規定する個人情報（以下この項において「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

一 前条の規定の施行の際現に旧個人情報保護条例第二條第一項に規定する実施機関（以下この条において「旧実施機関」という。）の職員（県が設立した地方独立行政法人にあつては、役員を含む。以下この号及び第三項第一号において同じ。）である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であつた者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

二 前条の規定の施行前において次に掲げる業務に従事していた者のうち、旧個人情報取扱いに従事していた者

イ 旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた者（その者から当該委託に係る業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）が受託した業務

ロ 指定管理者が行う公の施設の管理の業務

三 前条の規定の施行前において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約（第三項第三号において単に「労働者派遣契約」という。）に基づく労働者派遣（同法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。第三項第三号において同じ。）の役務を提供するために旧実施機関に派遣されていた者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

2 前条の規定の施行の日前に旧個人情報保護条例第十五条第一項若しくは第二項、第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十六条第一項若しくは第二項の規定による請求がされた場合における旧個人情報保護条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条例第二条第九項に規定する個人情報ファイルであつて同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であつた者

二 前条の規定の施行前において第一項第二号に掲げる業務に従事していた者

三 前条の規定の施行前において労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務を提供するために旧実施機関に派遣されていた者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報保護条例第二条第五項に規定する保有個人情報情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

5 前二項の規定は、県の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

6 令和五年度における第十九条の規定の適用については、同条中「法の施行の状況」とあるのは、「附則第二条の規定による廃止前の埼玉県個人情報保護条例の施行の状況」とする。

第四条 附則第二条の規定の施行前に附則第七条の規定による改正前の執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第二条第一項の規定により県に置かれた埼玉県個人情報保護審査会（以下この条、次条第一項及び附則第八条において「旧審査会」という。）にされた諮問で附則第二条の規定の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、

当該諮問について旧審査会がした調査審議の手續は審査会がした調査審議の手續とみなす。

第五条 附則第二条の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者又は同条の規定の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧個人情報保護条例第四十九条の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、附則第二条の規定の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六条 附則第二条の規定により旧個人情報保護条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

2 附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第七条 執行機関の附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表埼玉県個人情報保護審査会の項を削る。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第八条 前条の規定の施行の際現に旧審査会の委員である者は、前条の規定の施行の日に、第十二条第一項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 前条の規定の施行の際現に旧審査会の会長である者又は会長の職務を代理する委員として指名された委員である者は、それぞれ、前条の規定の施行の日に、第十三条第一項の規定により会長として定められ、又は同条第三項の規定により会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(埼玉県情報公開条例の一部改正)

第九条 埼玉県情報公開条例(平成十二年埼玉県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用い

た同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

第十二条中「第十条第七号」を「第十条第一号の二及び第七号」に改める。

第十九条第一項中「、法令」の下に「(個人情報の保護に関する法律を除く。)」を加え、「(埼玉県個人情報保護条例(平成十六年埼玉県条例第六十五号)を除く。)」を削る。

(埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第十条 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成二十二年埼玉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第七十七条第一項の開示請求書、同法第九十一条第一項の訂正請求書又は同法第九十九条第一項の利用停止請求書の送付により行われた請求に係る事実についての審査

令和四年十二月二日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正により、同法に地方公共団体等における個人情報の取扱い等に関する規定が定められたことに伴い、同法の施行について必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。